

高知市地域おこし協力隊募集要領
(鏡川流域関係人口創出・拡大業務)

1 募集概要

(1) 募集人数

1名

(2) 募集目的

高知県のほぼ中央部に位置する県都・高知市は、人口約 31 万人の中核都市です。

そして、高知市には源流から河口までが一つの市域に含まれる珍しい河川、鏡川があります。鏡川は高知市土佐山菖蒲の高尻木山を源として浦戸湾に流れ込む全長 31 km の二級河川です。龍馬が泳いだ川としても知られ、高知市中心部の近くを流れる川でありながら水質は比較的良好であり、夏場の中流域及び下流域では、川遊びや遊泳を楽しむ人でにぎわいます。「平成の名水百選」にも選定されている「市民の川」です。

一方で、上流域では少子高齢化・担い手不足により、自然への適切な関わりが減少し、流域の美しい景観や自然環境の喪失、土砂災害等のリスク増加といった様々な課題が生じています。課題解決に向けて、高知市では、鏡川流域の自然等の地域資源への多様な関わりを創出・拡大し、流域における相互連携・相互補完の関係構築による持続可能な清流保全を図るため、鏡川流域関係人口創出事業に取り組んでいます。

当事業において、電子地域ポイントシステムであるスマートフォンアプリ「まちのコイン：高知市版 ぼっちり」（以下「ぼっちり」という。）を運用しています。これは、鏡川流域への関わりを可視化及び経常化し、市民等が気軽に関わることができるようにするためのコミュニティツールとして運用しているものです。

しかし、スマホの活用が得意でない方や流域内の関係人口に対しては、本事業の認知が十分とは言えず、関係人口等が主催する活動や、運用する「ぼっちり」の情報を市民等に対して効果的に広報し、関係人口のさらなる創出や「ぼっちり」の普及促進が必要となっています。

そこで、このような課題に対し、移住者ならではの視点から流域の魅力を発見し、新たな活動提案や情報発信、流域外住民との関係性の構築を行い、「ぼっちり」の普及・利活用や関係人口の創出につなげることを目的に、隊員を募集します。

※ 関係人口とは、定住人口や交流人口ではない、特定の地域に継続的に関わる方のことです。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては、若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域内外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

※ 「ぼっちり」とは、アプリ内で「ぼっちり」というコイン（換金性なし）を貯めて、高知市、特に鏡川流域の自然環境に関するイベントに参加したり、鏡川流域のお店やプロジェクトが発信する情報を得たりしながら、鏡川流域の自然と人とのつながりを深めることができるコミュニケーションツールです。

詳しくは高知市ホームページをご覧ください。 →



2 応募資格

次の(1)～(8)の要件を全て満たす方とします。

- (1) 現に3大都市圏をはじめとする都市地域又は条件不利区域を除く一部条件不利地域に住所を有し、地域おこし協力隊として採用決定後から採用開始までの間に生活の拠点を高知市に移し、かつ、住民票を異動できる方

【参考】

地域要件については、総務省のホームページでご確認していただくか、「8 提出・問い合わせ先」までお問い合わせください。

※ 総務省ホームページ「地域要件確認表」はこちらをご覧ください。 →



- (2) 地域の活性化や地方創生の推進に理解と熱意を有し、地域住民とのコミュニケーションをとりながら、積極的に地域活性化の事業に取り組むことができる方
- (3) 隊員としての活動期間終了後も、高知市に定住し、就業又は起業等により高知市内に定住する意欲のある方
- (4) 普通自動車運転免許を所持し、かつ普通自動車及び原付バイクを運転できる方
- (5) パソコン及びスマートフォンの基本操作（ワード・エクセルによる文書作成・表計算、メール・google サービス等の利用）ができる方
- (6) 個人又は業務において SNS（LINE・Instagram・Facebook・X 等）で情報発信をしたことがあり、かつ興味関心がある方
- (7) 自身でスマートフォンを所有し、業務に使用できる方
- (8) 次の①～④に該当しない方（地方公務員法第 16 条の欠格条項）
- ① 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ② 高知市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処された方
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 活動地域及び活動内容について

(1)活動地域

鏡川流域を中心とした全市域

※ 土佐山、秦、鏡、一宮、朝倉、鴨田、旭街、上街、高知街、潮江、南街、下知

① 上流域

鏡川上流域は、雄大な景観と四季折々の美しい景色が魅力的な地域であり、全長 500mの鍾乳洞である菖蒲洞、七つの滝が見られる七ツ淵等、鏡川の名所がたくさんあります。しかしながら、上流域の集落の高齢化や担い手不足が進行し、自然との適切な関わりが減少したことにより、流域の美しい景観や自然環境の喪失といった課題が生じています。



② 中流域

鏡川中流域は、キャンプや川遊びには絶好のポイントがあり、夏には家族連れや子どもたちでとても賑わいます。また、水中を観察すると、様々な水生生物が生息している様子が確認でき、自然を感じながら楽しく過ごせる地域です。



③ 下流域

鏡川下流域は、散策等の場として市民に広く親しまれています。築屋敷という桜並木が彩る趣ある散歩道もあり、朝夕はジョギングや散歩をする人が多く見られます。その他、鏡川トリム公園や鏡川みどりの広場等の人気の憩いの場がある地域です。近年は市街地化が進み、鏡川との関わりが薄れていることが課題となっています。



(2)活動内容

隊員の活動は、高知市地域おこし協力隊員設置要綱（令和3年7月20日制定）に基づき、次のような活動を行います。

「鏡川流域関係人口創出・拡大業務」

① 鏡川流域関係人口創出に関する取組の情報発信、普及促進等

- ・ 鏡川流域関係人口が取り組む活動等の情報発信
(SNSの活用、チラシ等広報物の作成等)
- ・ 鏡川流域において農業、林業等の産業に従事する者や「ぼっちり」に登録しているプロジェクト、店舗等との連携に向けた相談・連絡・調整等
- ・ 上記活動への参加者増加に向けた取組の提案、実施
- ・ 「鏡川流域パートナーシップだより」の発行

※ これまでの「鏡川流域パートナーシップだより」はこちら
からご覧ください。



② 「ぼっちり」の流域内外での普及と利活用の促進

- ・ ユーザー及びスポットの新規開拓に向けた広報
(SNSの活用、チラシ等広報物の作成等)
- ・ 運営団体及びスポットメンバーとしてのアプリの運用業務
- ・ スポットやユーザー等によって企画されたイベントへの参加

※ これまでの取組内容については、こちらをご覧ください。→



4 任用形態及び任用期間

任用形態は会計年度任用職員となり、任用期間は令和8年10月1日（任用開始日は、任用決定後に応相談）から令和9年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、年度単位で任用の更新を行い、最長で令和11年9月30日まで勤務できる予定です。

5 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間

勤務日は月曜日～金曜日のうち4日間（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）は除く。）とし、勤務時間は午前8時30分～午後5時15分（休憩1時間あり）を基本とします（週31時間、勤務日は応相談）。

(2) 週休日及び休日

月曜日～金曜日のうち勤務日を除く日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）並びに祝日法による休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は休みですが、イベントや取材対応等に従事するなど、週休日や祝日法による休日等に職務を行うことも想定されます。その場合は、原則勤務時間内での振替対応となります。

(3) 給与等

月額 204,480円 （2年目以降に昇給あり）

※ 支給日は、原則として毎月16日です。

※ 別途、期末手当及び勤勉手当（6月・12月）・通勤に係る費用弁償等を支給します。

※ 給与等から社会保険料本人負担分、税金等が控除されます。

(4) 有給休暇等

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、生理休暇等）

※ 日数については、「高知市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」による。

(5) 保険等

社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入

(6) 兼業等

任期終了後の自立に向けた兼業は、勤務時間外、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日において、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業をする場合は市長に届け出る必要があります。

(7) その他

- ① 任用期間中の住居は、民間の賃貸借物件を各自で契約していただくこととなります。なお、高知市からは予算の範囲内で、任用期間中の家賃の一部を補助する予定です。
- ② 勤務時間中は、活動に使用するパソコン・自動車（公用車）は、必要に応じて高知市が用意します。ただし、「5-(2) 週休日及び休日」に定める日に使用する自動車等は各自で手配してください。
- ③ その他活動に要する経費は、予算の範囲内で高知市が負担します。

6 応募方法等

(1) 応募方法

次に掲げる①～⑤の書類を「8 提出・問い合わせ先」に持参（週休日及び祝日法による休日を除く日の午前8時30分～午後5時15分とする。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

- ① 高知市地域おこし協力隊応募用紙（様式1）
応募条件確認及び応募動機等を記入してください。
- ② 履歴書
市販の履歴書に必要事項を記入の上、提出日から3か月以内に撮影した写真を添付してください。免許・資格等は活動内容に関わらず、記入してください。
- ③ 作文
「鏡川流域関係人口創出に向けて、活動で掲げる目標」をテーマに、400字以上1,000字以内で作成し、提出してください。用紙サイズはA4で書式は自由です。
- ④ 住民票の写し（提出日から3か月以内に発行したもの。）
- ⑤ 運転免許証の写し（普通自動車運転免許）

(2) 募集受付期限

令和8年7月3日（金） 17時（必着）

7 選考

(1) 1次選考（書類審査）

書類審査の上、7月10日までを目途に、結果を応募者全員に書面で通知します。
合格者については、併せて電話等で連絡しますので、日中に連絡のとれる電話番号を応募用紙にご記入ください。

(2) おためし体験プログラム

1次選考の合格者を対象に、高知市において2泊3日のおためし体験プログラムを実施します。

① 実施日 令和8年7月24日(金)～26日(日)

② 行程（※予定）

日時	内容
7月24日(金) PM～(半日)	J R 高知駅集合→オリエンテーション→先輩地域おこし協力隊の活動紹介・質疑応答等→高知市内宿泊施設(泊) ※1日目のプログラム終了後、先輩移住者との交流会を予定しています。
7月25日(土) (終日)	高知市内ガイドツアー→募集ミッションに係る研修→高知市内宿泊施設(泊)
7月26日(日) AM～(半日)	体験プログラムに係る感想及び発表

③ 留意事項

- ・ おためし体験プログラムの参加は2次選考のための必須条件となります。
- ・ 自宅～J R 高知駅の間には要する交通費、先輩移住者との交流に係る飲食費は個人負担となります。
- ・ 別途、現地説明会などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です(おためし体験プログラムの実施時間は除く。)。現地案内等を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

(3) 2次選考（面接）

おためし体験プログラムに参加された方を対象に、2次選考を行います。面接の日時、方法等については別途お知らせします。

選考結果については、応募者全員に書面にて通知します。

8 提出・問い合わせ先

高知市役所 新エネルギー・環境政策課 担当：前田・中澤

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1-45

TEL 088-823-9209 FAX 088-823-9553 E-mail kc-180500@city.kochi.lg.jp

9 留意事項

- (1)雇用開始から1か月間は条件付採用期間（試用期間に相当する期間）となりますので、あらかじめご了承ください（給与等は「5 勤務条件等」のとおり）。
- (2)提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (3)応募に係る費用は応募者の負担となります。ただし、2泊3日のおためし体験プログラム参加に係る費用（宿泊費・市内移動に係る交通費等）については、高知市で負担します（自宅～JR高知駅間の交通費、先輩移住者との交流会に係る飲食費は除く。）。
- (4)審査の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (5)おためし体験プログラム、面接及び任用等について、実施日や内容が変更となる可能性があります。
- (6)不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分の間に「8 提出・問い合わせ先」にお問い合わせください。